

全L協保安30第72号

平成31年2月13日

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について (お願い)

標記について、経産省ガス安全室より別紙のとおり依頼がありました。

本件は、同ガス安全室より近年の標記事故の発生状況を踏まえ、ガス事故における建設工事等に係る事故(他工事事故)の防止に向け、厚労省及び国交省の担当部署に対し協力要請を行った旨の通知、また、再発事故防止の観点から、当協会に対し、会員への周知依頼がありました。

当協会としても、他工事事故につきましては近年増加傾向にあることから、平成30年度から3年計画で実施している「LPガス快適生活向上運動“もっと安全さらに安心”」の具体的推奨事項に「他工事による事故防止」を追加し、更なる対策を図っているところです。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員におかれましては関係者に対し、下記の事項のご周知方よろしくお願いいたします。

なお、現在都道府県協会が実施している対応策例を併せて記載していますので、参考にしてください。

記

【経産省からの周知事項】

- ・ 建設工事等事業者に対し、工事を施工する前には必ずガス管等について液化石油ガス販売事業者等に照会・確認するとともに、ガス管を見つけた場合は、必ず液化石油ガス販売事業者等に連絡すること等について、周知を行うこと。
- ・ 必要に応じて建設工事等の際に立ち会うこと。
- ・ 供給管・配管の工事を行う際は、事故防止のため、外注先の特定液化石油ガス設備工事に係る届出、液化石油ガス設備士資格の有無及び再講習の受講状況を確認することにより適切に監督すること。



別紙

経済産業省

30産ガ安第9号
平成31年2月6日

一般社団法人全国LPガス協会
会長 秋元 耕一郎 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室長 田村 厚雄

建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について(協力依頼)

標記の件について、今般、当省では、ガス事故における建設工事等に係る事故(他工事事故)の防止に向け、別添のとおり厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室長並びに同省医薬・生活衛生局水道課長及び国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長並びに同省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課長に対し、協力要請を行いましたので、その旨お知らせいたします。

なお、再発事故防止の観点から、貴団体においても傘下の事業者等に対し、以下の事項の周知を行って頂きますようお願いいたします。

- ・建設工事等事業者に対し、工事を施工する前には必ずガス管等について液化石油ガス販売事業者等に照会・確認するとともに、ガス管を見つけた場合は、必ず液化石油ガス販売事業者等に連絡すること等について、周知を行うこと。
- ・必要に応じて建設工事等の際に立ち会うこと。
- ・供給管・配管の工事を行う際は、事故防止のため、外注先の特定液化石油ガス設備工事に係る届出、液化石油ガス設備士資格の有無及び再講習の受講状況を確認することにより適切に監督すること。



経済産業省

30産ガ安第9号
平成31年2月6日

厚生労働省労働基準局

安全衛生部安全課建設安全対策室長 佐々木 邦臣 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室長 田村 厚雄

建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について（協力依頼）

ガス事業者（都市ガス及び液化石油ガスの供給に係る事業者をいう。以下同じ。）以外の者が行う建設工事等（道路関係工事、土木・建築関係工事、上下水道関係工事等）に伴い、毎年ガス管を損傷するなどの事故が発生しており、平成25年から平成29年の5年間で616件、負傷者数39名に上っています。こうしたガス事業者以外の者によるガス事故が毎年約1割以上の割合で発生し、平成30年は速報値で140件発生しております。

最近の事故事例では、平成30年8月に、水道工事において、バックホウで誤って供給管を破損し、漏えいしたガスが付近で作業していた電動ブレーカーの火花に引火し、作業員2名と協力企業1名が軽傷を負った事故や、同年12月に、空き家解体作業中に小型ショベルカーでLPガス集中配管を破損し、供給を受けていた家庭への供給支障を発生させた事故がありました。

こうした建設工事等におけるガス管損傷事故は、ガス事業者以外の者による建設工事等において生じる場合が少なくなく、その原因としては、①施工者がガス管の存在を知らずに工事に着手してしまった、②目的の配管と誤ってガス管を切断してしまった、③ガス漏えいの処置を自ら行おうとし、誤って着火させてしまった、④ガス臭に気付いたがそのまま作業を続け、その後漏えいガスに着火してしまった、また、⑤ガス事業者へ事前照会を行っていたものの、確認した内容を現場作業員に伝えていなかったなど、事故の内容から判断し、明らかに施工者による確認ミス、作業ミス等が原因となり発生しているものが多数あります。

つきましては、このような建設工事等におけるガス管損傷事故の再発防止の観点から、建設工事等に係る事業者等に対し、以下の要請を行っていただきますようお願いいたします。

